

ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例(平成28年条例第26号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年12月20日 条例第26号</p> <p>ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例(平成17年ニセコ町条例第21号)の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項の規定に基づき、ニセコ町農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)の定数を定めるものとする。</p> <p>（農業委員の定数）</p> <p>第2条 <u>農業委員の定数は、13人とする。</u></p> <p>（欠員の補充及び任期）</p> <p>第3条 町長は、農業委員の辞職、失職又は罷免等により、委員定数の5分の2を超える欠員が生じたときは、その補充に努めなければならない。</p> <p>2 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p>	<p>○ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年12月20日 条例第26号</p> <p>ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例(平成17年ニセコ町条例第21号)の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項の規定に基づき、ニセコ町農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)の定数を定めるものとする。</p> <p>（農業委員の定数）</p> <p>第2条 <u>農業委員の定数は、12人とする。</u></p> <p>（欠員の補充及び任期）</p> <p>第3条 町長は、農業委員の辞職、失職又は罷免等により、委員定数の5分の2を超える欠員が生じたときは、その補充に努めなければならない。</p> <p>2 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>附 則(平成28年12月20日ニセコ町条例第26号)</p> <p>（施行期日）</p>

1 この条例は、公布の日又は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するニセコ町農業委員会(選挙による委員に限る。)の全員が退任する日の翌日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(読替規定)

2 この条例の施行日の前日までの間は、ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例中「農業委員会等に関する法律」とあるのは、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)第2条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律」と読み替えるものとする。

1 この条例は、公布の日又は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するニセコ町農業委員会(選挙による委員に限る。)の全員が退任する日の翌日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(読替規定)

2 この条例の施行日の前日までの間は、ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例中「農業委員会等に関する法律」とあるのは、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)第2条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、交付の日又は農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項の規定により在任するニセコ町農業委員会の全員が退任する日の翌日のいずれか遅い日から施行する。